



資料編

用語集

用語	解説
あ	
インフラ系公共施設	道路、橋梁、上水道、下水道、公園をいう。
雨水排水施設	都市部に降った雨を集水して川などの公共用水域へ排水する施設。
大型車混入率	全自動車交通量に占める大型車の割合。
か	
開発許可	都市計画法による開発行為に対する許可制度で、無秩序な市街化を防止し、良好な都市環境を確保するための都市計画制限の一種。
カラーポリシー	色彩の使用に関する規範や指針。
かわまちづくり事業	地域活性化のために地域が持つ「資源」や「知恵」を活かし、関係機関の連携の下、「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間形成を目指す取組。
既存ストック	これまでに整備された基盤施設や公共施設、建築物等。
協働	市民が本市に住んでよかったと思えるように、まちづくりにおいて、行政への市民の参加を進める手法。
緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線。
グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
景観重点地区	景観計画区域内で、特に良好な景観の形成を図る必要がある地区において、住民の合意を得ながら、地区ごとの方針や基準を定め、きめ細かな誘導を図る地区。
健幸	一人ひとりが健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むこと。
減災ネットワーク道路	災害発生時にも支援人員移動や物資輸送に支障を来さないようにするため、高速道路ICや国道、市役所、病院等の防災拠点とを連携する道路。
建築物系公共施設	学校、庁舎、市民文化系施設等の公共施設。
公共施設マネジメント	社会環境の変化や地域特性に応じた適切な公共サービスの提供と、安定した財政運営を両立させるために、保有する公共施設を総合的に把握し、財政運営と連動させながら管理・活用する仕組み。
交通結節点	異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗換え・乗継ぎ施設。
交通需要管理	道路利用者に、公共交通機関の利用や相乗り・時差出勤など、時間・経路・交通手段・自動車利用法の変更や工夫を促し、交通混雑の緩和を図る方法。
さ	
市街化区域	都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する地域で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
人口集中地区(DID)	昭和35年国勢調査から設定された統計上の地域単位(人口密度が1km ² あたり約4000人以上の地区が集中し、合計人口が5000人以上の地域)。
スマートウェルネスシティ	健幸をまちづくりの視点に取り入れ、生涯にわたり健やかで幸せに暮らせるまちづくり。
生活利便施設	住宅の周辺にある生活に必要な施設。診療所や郵便局、小売業の事務所など。

用語	解説
た	
小さな拠点	小学校区など、複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスなどをつなぎ、生活を支える、新しい地域運営の仕組みをつくろうとする取組。
地区計画	まとまりのある「地区」を対象として、住民の意向を反映しながら、市町村が地区の特性に応じたきめ細かい計画を定め、建物を規制・誘導し、住みよい特色のあるまちづくりを総合的に進めるための制度。
低未利用地	適正な利用が図られるべき土地において、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い「低利用地」の総称。
道路空間の再配分	現在の限られた道路空間の中で、それぞれの道路機能に対して与えられている空間の割り振りを変更すること。
都市計画区域	将来の都市活動の見通しを勘案し、中心的な市街地とその周辺地域を一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。県が指定する。
都市計画道路	都市計画法に基づいて計画された道路。
都市施設	道路、公園、下水道など円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上や良好な都市環境を確保するための施設。
都市的土地利用	市街地を主体とした土地の利用の仕方。
土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。
は	
PFI方式	公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る手法。
や	
ユニバーサルデザイン	性別や年齢、身体機能にかかわらずすべての人が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
用途地域	機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成等を図るため、住居、商業、工業その他の用途に配分し、建築物の用途、密度、形態等に関する制限を設定する制度。
ら	
両毛6市	行政界を越えて広域的な生活・経済圏を形成する足利市、佐野市、桐生市、太田市、館林市、みどり市の6市。

都市計画マスタープラン策定市民検討委員会資料

都市計画マスタープラン策定 市民検討委員会委員名簿

委員名		
築瀬範彦（委員長）	小林克一	藤生道夫
早川慶治郎（副委員長）	小林静子	増山正明
石橋孝雄	小林英明	室恵子
内田浩二	島田将光	森山進平
河野弘子	中家昭司	山口富男
菊地卓	西川能文	横田英雄
小久保巖雄	春山耕二	
牛腸宏	福島靖	

（役職・五十音順、敬称略）

都市計画マスタープラン策定 市民検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 足利市都市計画マスタープランの策定にあたって、市民の意見を反映したより良いまちづくりを目指すため、都市計画マスタープラン策定市民検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、委員19人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者及び各種団体の代表者等のうちから市長が委嘱する。

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長の指名により定める。

3 委員長は、委員会を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

（関係者の出席）

第5条 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（解散）

第6条 委員会は、第1条の設置目的が達成されたときに解散するものとする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、足利市都市建設部都市計画課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 この要綱は、平成28年7月11日から施行する。

代表的な出典・参考資料

- 足利佐野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成28年3月）
- 第7次足利市総合計画「あしかが元気輝きプラン」（平成28年3月）
- 足利市緑の基本計画（平成17年3月）
- 足利市景観計画（平成21年12月）
- 足利市歴史文化基本構想（平成23年3月）
- 足利市公共施設等総合管理計画（平成28年3月）
- 足利市人口ビジョン（平成28年1月）
- 足利市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年1月）
- 足利市地域防災計画（平成28年6月）

1

2

3

4

5

6

7

素通以
禁止 
足 利

平成30年3月

足利市都市計画マスタープラン

編集・発行

足利市 都市建設部 都市計画課

〒326-8601 足利市本城3丁目2145

電話:0284 - 20 - 2222(代表)
